

選挙人名簿登録申請書の記入順序 Instructions for Completing the Wikiwiki Voter Registration Form

ステップ1: 選挙人名簿登録申請のための宣誓書に記入する。

1. ソーシャルセキュリティ番号を記入してください。
2. 生年月日を記入してください。
3. 「自宅」及び「職場」の電話番号を記入してください。
4. 姓、名、ミドルイニシャルを活字体で記入してください。
5. ハワイ州内の居住先住所を活字体で記入してください。(家番号、ストリート番号など)。選挙人名簿登録を居住者の管轄地区/地域で行われなければなりません。
注意: 私書箱、スタールート、ルーラルルート、ジェネラルデリバリー、会社住所、私設郵便サービス住所などは居住先住所とは認められません。
6. ハワイ州内での郵便用住所を活字体で記入してください。
7. 居住先にストリート名などの住所がない場合は、居住先を説明してください。土地の区画名、集落名、地籍簿番号、郵便番号などの詳細も記入してください。
8. 「女」又は「男」のどちらかに印を付けてください。
9. 以前他州で選挙人名簿登録をしたが、ハワイ州で再登録を希望する方は9番に記入してください。他州での登録は解消されます。注意:選挙人名簿登録は一つの州でしか行えません。
10. 質問をよく読み「はい」又は「いいえ」のどちらかに印を付け、下線の所に署名をして下さい。印が付いていないものや署名のない宣誓書は受理されません。
11. 署名を記号で行った場合は、証人の署名が必要です。

今回初めての郵便投票の登録を行う有権者へ

今回、(1) ハワイ州にて初めて投票の登録を行う方、および(2) 有権者登録申込書の誓約書を郵送する方は、連邦法(42 U.S.C. §15483)の規定により、身分証明書を提供しなくてはなりません。身分証明書には下記が含まれます。

- 現在の有効な写真付身分証明書、または
- 現在の光熱費などの請求書、銀行明細書、政府関係の小切手、給与小切手、あるいはあなたの氏名と住所が明記されている政府関係の書類

本有権者登録申込書の誓約書と共に、必要な身分証明書を提供しない場合は、投票所で、もしくは郵便による不在者投票と共に、その旨行う必要があります。

ステップ2: 選挙人名簿登録申請のための宣誓書を投票日の30日前までに管轄地区の市郡書記官に郵送してください:

County of Hawaii (ハワイ島)

25 Aupuni St., Rm. 105
Hilo, HI 96720-4245
電話: (808) 961-8277

City and County of Honolulu (ホノルル市郡)

530 S. King St., Rm. 100
Honolulu, HI 96813-3077
電話: (808) 768-3800

County of Maui (マウイ島)

200 S. High St., Rm. 708
Wailuku, HI 96793-2155
電話: (808) 270-7749

County of Kauai (カウアイ島)

4386 Rice St.
Lihue, HI 96766-1371
電話: (808) 241-4800





言語サービス

この度、選挙人名簿登録が郵便で行えるようになりました。これは選挙管理委員会(The Office of Elections)並びに書記官、選挙管理員協会 (The Association of Clerks and Election Officers of Hawaii) 発行の「ウィキウィキ選挙人名簿登録申請用紙」です。この申請用紙記入の際に必要な手引き書の日本語訳は最寄りの市または郡の書記官事務所 (The Office of the City/County Clerk) より入手できます。ご入り用の際は下記の番号にお問い合わせください。

詳細は次の市郡書記官事務所に

お問い合わせ下さい。

ホノルル: (808) 768-3800

マウイ: (808) 270-7749

カウアイ島: (808) 241-4800

ハワイ島: (808) 961-8277

1965年改正の投票権法によりフィリピン語、中国語と日本語の翻訳が必要とされています。

VOTER REGISTRATION

選挙人名簿登録

アロハ!

この度、選挙人名簿登録が郵便で行えるようになりました。これは選挙管理委員会 (The Office of Elections) 並びに書記官、選挙管理員協会 (The Association of Clerks and Election Officers of Hawaii) 発行の「ウィキウィキ選挙人名簿登録申請用紙」です。

申請に必要なものは、ウィキウィキ申請用紙と郵便切手だけです。申請用紙は説明に従って正しく記入してください。登録さえ済めば、後は次の選挙時に投票するだけです。それでは投票所でお会いしましょう。

ハワイ州における投票

投票は民主主義制度の本質となるものです。自身、家族、自分の地域に影響をもたらす決断をする代表者を投票により選出します。ハワイ州の将来に関心を持っておられる方は是非選挙人名簿登録し投票してください。

ハワイ州ではどのような選挙が行われるのですか。

ハワイ州では毎偶数年の9月に予備選挙が行われ、同年の11月に本選挙が行われます。

選挙人名簿登録の対象者はどのような人でしょうか。

下記の該当者は選挙人名簿登録ができます：

- ❖ アメリカ合衆国の市民
- ❖ ハワイ州の合法的永住者
- ❖ 16歳以上である者（予備登録は16歳でできますが、投票を行うためには投票日までに18歳 になっていなければなりません。）

服役中の既決重罪犯、または精神障害者は選挙人名簿登録または投票ができません。

投票するために選挙人名簿の再登録は必要ですか。

氏名、居住地、又は郵便住所に変更があった場合は再登録することが必要になります。

管轄投票所が開いているのはいつでしょうか。

投票所は午前7時から午後6時まで開いています。ご自身の管轄投票所がわからない場合は市または郡書記官事務局にお問い合わせください。

自分の管轄投票所は通知されるのでしょうか。

はい。市/郡書記官事務局から選挙人名簿登録及び住所確認の通知書(NVRAC)が送付され、この通知書に管轄の投票所が記載されています。

下記の場合は登録が正しくされていない場合です：

- ❖ NVRAC通知書が送付されて来ない場合
- ❖ NVRAC通知書記載の住所に居住していない場合
- ❖ NVRAC通知書記載の住所が私設郵送サービス又は会社の住所である場合

投票日に身分証明書を持参する必要はありますか？

はい。当人の写真及び署名がある身分証明書(例えばハワイ州運転免許証やハワイ州発行の身分証明書)を投票時に必ず持参してください。NVRAC通知書は身分証明書になりません。

投票するために職場から休みを取る必要はありますか？

選挙日に投票のため、職務中2時間まで時間休をとる権利が与えられている場合もあります。事前に雇用者の承諾を得て、投票の証拠として投票用紙の控えを保存しておいてください。(HRS §11-95参照)

特別投票サービス

身体障害者、視覚聴覚障害者、又は読み書きの不自由な方は本人が助力者を選択することができます。助力者は投票者の雇用者や雇用者の代理人、投票者が属する組合の代理人である必要はありません。(42 U.S.C. 1973aa-6参照)

各投票所には下記のサービスを提供する係員が配置されています：

- ❖ 英語が苦手な投票者のための言語サービス
- ❖ 身体障害を持つ投票者のためのサービス
- ❖ 車から降りるのが可能ではない投票者が乗車したまま投票できるカーブサイドサービス



詳細は下記の投票者ホットライン (Voter Hotline)：

(808) 453-VOTE (8683)

オアフ島以外の方は、フリーダイヤル：

1-800-442-VOTE (8683)

ホームページアドレス：www.hawaii.gov/elections

聴覚障害者又は言語障害者は下記選挙管理委員会の
TTY

(808) 453-6150

オアフ島以外の方は、TTY フリーダイヤル：

1-800-345-5915

又はスプリント社リレー ハワイTRSにご連絡ください：

711 (V/TTY) 又は 847-9508 (FAX)

ボイスキャリアオーバー (VCO): 1(877) 447-5992

スピーチツースピーチ (STS): 1 (877) 447-8711

選挙人名簿登録申請のための宣誓書 AFFIDAVIT ON APPLICATION FOR VOTER REGISTRATION



ハワイ州

- ハワイ郡 (County of Hawaii)
- カウアイ郡 (County of Kauai)
- マウイ郡 (County of Maui)
- ホノルル市郡 (City & County of Honolulu)

} SS.

重要事項: 黒インクを使用し活
字体で記入してください。記入も
れのある申請書は受理されな
いことがあります。

AFFIDAVIT NO.

(FOR OFFICE USE ONLY)
(記入不要)

私は下記記入事項が真実であり、正しいことを誓います (断言します):

1	ソーシャルセキュリティ番号* SOCIAL SECURITY NUMBER* _____ - _____ - _____	2	生年月日 DATE OF BIRTH ____/____/____ 月 日 年	3	電話番号 TELEPHONE 自宅 (Home): _____ 職場 (Business): _____
4	姓 LAST NAME			名 FIRST NAME	ミドル・イニシャル Middle Initial(s)
5	ハワイ州での居住先住所(記入必須。私書箱、R.R.、アールアールS.R.、エスアールできません) RESIDENCE ADDRESS IN HAWAII			市/町 CITY/TOWN	郵便番号 ZIP CODE
6	ハワイ州での郵便用住所(ストリート名又は私書箱) MAILING ADDRESS IN HAWAII			市/町 CITY/TOWN	郵便番号 ZIP CODE
7	ハワイでの居住先がない場合は在住先を説明してください(上記5に記入した者はこの欄は空白にしておく) If no street/residence address, describe location of residence			市/町 CITY/TOWN	郵便番号 ZIP CODE
8	性別 GENDER <input type="checkbox"/> 女 Female <input type="checkbox"/> 男 Male	9	他の州で選挙人名簿に登録されていますか? ARE YOU A REGISTERED VOTER IN ANOTHER STATE? 『はい』の場合は次に記入してください:私が最後に選挙人名簿登録を行ったのは; _____ (最後に選挙人名簿登録を行った時の住所) (Last registered Address) (市・郡名County) (州名State) (郵便番号Zip Code) であり、本書をもって以前行った選挙人名簿登録を解消することを承認します。 (and hereby authorize cancellation of my previous voter registration.)		
<p>下記事項をよく読んで『はい』又は『いいえ』のどちらかに印をつけ、署名してください。</p> <p>私は下記記入事項について誓います(又は断言します): 連邦、州、並びに市郡における選挙において (FOR FEDERAL, STATE, and COUNTY ELECTIONS):</p> <p>a. 私はアメリカ合衆国の市民です。(I am a citizen of the United States of America.) (合衆国の市民権を持たない者は投票資格を有しません。国籍が合衆国であっても同様です。) (Non-U.S. citizens including U.S. nationals do not qualify.) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>b. 私は16歳以上です。投票を行うためには投票日までに18歳になっていなければならないことを 理解しています。(I am at least 16 years of age. I understand that I must be 18 years old by election day to vote.) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>c. 私はハワイ州に居住しています。(I am a resident of the State of Hawaii.) 本宣誓書に記述する居住地は、ただハワイ州に在住しているというだけの理由で記述したのではなく、 居住者に課せられる責務を甘受しハワイ州の合法的居住者であることを意図として記述した居住地です。(The residence stated in this affidavit is not simply because of my presence in the State, but that the residence was acquired with the intent to make Hawaii my legal residence with all the accompanying obligations therein.....) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>					
<p>署名 _____ 年月日DATE _____</p>					
証人の署名 (申請者が署名を記号で行った場合にのみ必要) Witness Signature					年月日 Date
証人の住所 Witness Address					証人の電話番号 Witness Phone No.

警告:

故意に虚偽の記入を行うことはC級の重罪とみなされ、最高5年の
入牢刑及び/又は10,000ドルまでの罰金が科せられます。

*告知: ハワイ州改正法第11節から第15節により、選挙人名簿登録者には宣誓の元にソーシャルセキュリティ番号を提示することが義務付けられています。提示しない者の申請は否認され
れます。米連邦プライバシー条例(P.L.93-579)第7節により、政府機関が公務目的にソーシャルセキュリティ番号を開示することは許可されています。

For Office Use Only (記入不要)

12	I.D. No. _____	13	Location Code _____	14	Representative District/Precinct _____
----	-------------------	----	------------------------	----	---

登録者の管轄事務局は機密事項となります。登録辞退の場合も機密となり選挙人名簿登録目的以外には使用されません。(1993年全米選挙人登録法)